

「やまぐち産廃処理人材確保等補助金」よくある質問

1 全般

(補助対象者)

Q 1 山口県内に本店・本社・主たる事務所を有しない限り、補助金の交付を受けることはできませんか。

A 1 山口県内に本店等を有しなくても、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ）の処理（収集運搬・処分）を行う事業所を山口県内に有し、所定の要件を満たしていれば補助金の交付を受けることができます。

(交付手続)

Q 2 補助金の申請手続は法人（事業者）単位ですか、事業所単位ですか。

A 2 法人（事業者）単位です。

Q 3 補助金の交付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。

A 3 申請から支払いまでの流れは、次のとおりです。

- ① 【申請者】交付申請（令和8年12月28日（月）まで）
- ② 【 県 】交付決定
- ③ 【申請者】事業着手～事業完了（令和9年2月28日（日）まで）
- ④ 【申請者】実績報告（事業完了日から30日又は令和9年3月10日（水）のいずれか早い日まで）
- ⑤ 【 県 】完了検査、補助金の額を確定
- ⑥ 【申請者】補助金の支払請求
- ⑦ 【 県 】補助金の支払い

Q 3の2 オンラインによる申請は可能ですか。

A 3の2 電子メールによる提出が可能です。その場合は、申請書及び添付書類をPDF化して次のアドレスに送信してください。

提出先アドレス：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

Q 4 事業に着手（受験・受講・加入申込、契約締結、発注など）した後、交付申請をして補助金の交付決定を受けることができますか。

A 4 事業着手後の交付申請はできません。

Q 5 補助金の交付申請書に添付する納税証明書について、有効期限などの条件がありますか。

A 5 申請書受付日から概ね3か月以内に発行されたものを添付してください。

Q 6 申請額の合計が予算額を超えた当日に受付けた申請については、どのように抽選を行うのですか。

A 6 抽選は下記の手順で行います。

【抽選の流れ】

- (1) 山口県廃棄物・リサイクル対策課職員がくじ引きで、当日の受付順位を決定します。
- (2) 受付順位が上位の申請から予算残額の範囲内で受付けます。
- (3) 予算残額の超過により、上位の申請が受付けられなかった場合は、次点の申請を受付けの対象とします。

【例】

申請額の合計が予算額を超えた当日に、A社：申請額50万円、B社：申請額150万円、C社：申請額10万円、D社：60万円の申請を受付け。

予算残額が100万円。

→ A社、B社、C社、D社を対象に廃り課職員がくじ引きを実施した結果、受付順位がB社：1位、A社：2位、D社：3位、C社：4位となった場合



- ・ B社：予算残額を超過するため受付けない
- ・ A社：受付け
- ・ D社：予算残額を超過するため受付けない
- ・ C社：受付け

Q 7 抽選は公開されますか。

A 7 抽選は公開します。ただし、抽選対象者の参加は必須ではありません。

※抽選の対象となった申請者には、抽選の日時と場所を文書で通知します。

Q 8 抽選結果はどのように通知されますか。

A 8 抽選結果は、各申請者あてに文書により通知します。電話等での個別の問い合わせには回答しません。

Q 9 県が実施する補助金の活用による効果等を把握するための調査とはどのように行われるのですか。

A 9 補助金交付の翌年度以降に県から必要に応じて調査依頼のメールをお送りします。回答は必須となります。

(交付条件)

Q 10 補助金の交付決定を受けた事業について、事業の完了（免許・資格取得、受講完了、納品・引渡、加入など）が当該年度の2月末日までに完了できなかった場合でも、それらに要した経費について補助金の交付を受けることができますか。

A 10 この場合、補助金の交付条件を満たしていないので、交付は受けられません。

(補助対象事業)

Q11 「キャリア形成促進事業」の交付決定を受けた後に、当補助金の別メニュー(「採用活動支援事業」等)を交付申請することはできますか。

A11 可能です。同一事業年度内に複数のメニュー(キャリア形成促進事業、施設整備事業、採用活動支援事業、電子マニフェスト普及促進事業)の交付申請を行うことができます。

Q12 同一年度内に複数回の交付申請が可能であるものや、次年度以降も再度、補助金の交付申請ができるものがありますか。

A12 以下を参照してください。

申請回数等	該当メニュー等
○1事業者1回限り	○就業環境整備事業(施設整備事業) ○採用活動支援事業のうち ・採用ホームページ、企業紹介動画の作成に要する費用 ○電子マニフェスト普及促進支援事業
○6月1日から12月28日までの期間に1回限り ○毎年度の補助金の申請は可	○採用活動支援事業のうち ・人材確保のためのテレビCM、ラジオCMの制作・放送に要する費用 ・求人情報誌(専門誌、フリーペーパー等)、情報サイトへ求人情報掲載に要する費用 ・人材確保のためのチラシ、パンフレット等の作成に要する費用
○6月1日から12月28日までの期間に複数回の申請も可。ただし、補助金の合計額に上限あり ○毎年度の補助金の申請は可	○キャリア形成促進事業 ○就業環境整備事業(物品整備事業) ○採用活動支援事業のうち ・企業説明会への出展費用

※ 当補助金の内容に変更が生じた場合や当補助金が廃止になった場合等は、この限りではありません。

※ 交付決定を受けた事業について、山口県補助金等交付規則に定める申請の取消及び廃止の手続きを行った場合は上記の申請回数には含まれません。

(他の助成金との併用)

Q13 補助金の交付を受ける事業について、他の補助金や助成金を併用することは可能ですか。

A13 他の補助金若しくは助成金と併用することはできません。

2 キャリア形成促進事業

(補助対象経費)

Q14 収集運搬業や処分業の許可の取得・更新のために受講する講習会の経費は補助金の交付対象になりますか。

A14 補助対象になりません。

収集運搬業や処分業の許可の取得・更新の際に受講が必要となる次の講習会の受講に係る経費は対象外です。

実施機関	講習会名
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会
	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
一般財団法人日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者講習

Q15 免許等の取得者や講習等の受講者が、取得や受講に要する経費の一部を負担する場合も、補助金の交付対象になりますか。

A15 補助対象になりません。

対象となる経費は、取得や受講に要する経費の全額を事業者が負担する場合に限られます。

Q16 「人材開発支援助成金」とはどのようなものですか。

A16 人材開発支援助成金は、厚生労働省が実施している助成金制度です。事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成しています。

お問い合わせ先（支給申請窓口）：山口労働局助成金センター(TEL 083-902-1564)

Q17 補助金の交付対象となる、「国の人材開発支援助成金の対象とならない資格」の取得とは、どのようなものですか。

A17 補助対象として、県では次の①から④までの免許や資格の取得を想定しています。

- ① その取得に必要な講習・教習の時間の合計が10時間未満の資格
- ② 労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別教育を経て得られる資格
- ③ 道路交通法に基づき実施される法定講習
- ④ 講習を受講しなくても試験を合格することにより得られる資格

これらのほか、「人材開発支援助成金」の受給の可否について厚生労働省山口労働局に相談し受給できないことが確認された場合は、この補助金の対象となる可能性がありますのでご相談ください（この場合「人材開発支援助成金」を受給できない理由を説明する書類の提出が必要となる場合があります。）。

Q18 次の経費については、補助金の交付対象になりますか。

- ① 営業に必要な普通自動車運転免許の取得や、経理事務に必要な簿記検定の受験
- ② ワード、エクセル等のパソコン講習の受講
- ③ 免許等の取得や講習等の受講に必要な、旅費や宿泊費

A18 ①②③のいずれも補助対象外です。

対象となる経費は、産業廃棄物进行处理の現場の管理又は運営に必要な、免許等の取得や講習等の受講に直接要するものに限られます。

3 就業環境整備事業

(1) 施設整備事業

(補助対象経費)

Q19 山口県外にある事業所の社屋を改修する場合は補助金の交付対象となりますか。

A19 山口県外にある社屋の改修は補助対象になりません。

Q20 「社屋の全部又は一部を改修」とは、具体的にどのようなものですか。

A20 労働者の就業環境の向上に必要な改修が補助対象となります。

補助対象として、県では次のようなものを想定しています。

- ・ 労働者が使用する執務室や廊下、応接室、玄関等の改修。
- ・ トイレ、更衣室、休憩室、シャワールーム、託児スペース等の改修(改築や増築を含む。)又は新設。

Q21 社屋のエアコン、照明、冷蔵庫、ロッカー等を更新又は新たに設置する場合も、補助金の交付対象となりますか。

A21 交付申請の際に、事業計画の中で、労働者の就業環境の向上のために必要と判断できれば対象となります。

Q22 トイレ、エアコン等をレンタルで調達します。レンタル費用は補助金の交付対象になりますか。

A22 レンタル及びリースの費用は補助対象外です。

Q23 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、男性専用トイレと女性専用トイレへの改修を計画しています。どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A23 改修に係る便座等一式と壁面やドアの設置などが補助対象となります。

男性専用に変更する部分も、対象となります。

Q24 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、男性専用更衣室と女性専用更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A24 工事費用の他、新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代などが補助対象になります。

ただし、対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限りま

Q25 既存のトイレの改修を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A25 機能の追加を伴うかどうかに関係なく、①古くなったトイレ設備の更新に加えて、②和式から洋式への変更や、③洗浄機能付き便座への変更、④洗面台・疑似流水音装置・鏡の設置などが補助対象になります。

ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限りま

(2) 物品整備事業

(補助対象経費)

Q26 物品をレンタルで調達します。レンタル費用は補助金の交付対象になりますか。

A26 レンタル及びリースの費用は補助対象外です。

Q27 補助金の交付対象のうち、別表(3/5)に記載されている「労働者の就業環境を改善するための物品」とはどのようなものですか。

A27 空調服、ファン付き作業服、遮光チョッキ、電熱ベスト・ウェア、パワーアシストスーツなどです。

(交付条件)

Q28 補助金の交付を受けた物品を労働者に支給しても構いませんか。

A28 物品を支給するか貸与するかは問いませんが、物品が業務において使用されるよう徹底してください。

Q29 補助金の交付を受けた物品については、特定の者に使用させる必要がありますか。

A29 物品を特定の者に貸与することも、複数人で共用することも可能です。

なお、当該物品については、取得財産等管理台帳(別記第4号様式)に記載のうえ管理をお願いします。

4 採用活動支援事業

(補助対象経費)

Q30 同一の事業年度内に、「人材確保のためのテレビCM、ラジオCMの制作・放送に要する費用」「求人情報誌、情報サイトへの求人情報掲載に要する費用」「人材確保のための採用ホームページ、企業紹介動画の作成に要する費用」「人材確保のためのチラシ、パンフレット等の作成に要する費用」及び「企業説明会への出展費用」のうち複数について、交付申請することは可能ですか。

A30 可能です。その場合、別表(4/5)の「交付額」欄に記載された各上限額が適用されます。

Q31 「人材確保のためのテレビCM、ラジオCMの制作・放送に要する費用」「求人情報誌、情報サイトへの求人情報掲載に要する費用」及び「人材確保のためのチラシ、パンフレット等の作成に要する費用」について、上限額に達するまでは、同一事業年度に複数回交付申請することは可能ですか。

A31 6月1日から12月28日までの期間に、1回のみ交付申請が可能です。

Q32 「人材確保のためのテレビCM、ラジオCMの制作・放送に要する費用」について、翌年の2月28日より後に放送される場合の費用も含まれますか。

A32 翌年の2月28日までに放送されたテレビCM、ラジオCMが補助の対象となります。

翌年の3月1日以降に放送されたテレビCM、ラジオCMについては対象外です。(対象外の放送分については、按分等により該当費用を算出し、対象経費から除く必要があります。)

Q33 「人材確保のためのテレビCM、ラジオCMの制作・放送に要する費用」について、放送期間が6か月の場合、そのうち3か月分を交付申請することは可能ですか。

A33 可能です。ただし、3か月を超える部分については、按分等により該当費用を算出し、対象経費から除く必要があります。)

Q34 「人材確保のためのテレビCM、ラジオCM」には、必ず「人材募集」等の文言が含まれている必要がありますか。

A34 必ずしも「人材募集」等の文言が含まれている必要はありません。交付申請の際に、事業計画の中で、人材確保のために有効なCMと判断できれば対象となります。

第1号様式別紙(その1)「事業計画書兼収支予算書」の「期待する効果」欄に「CMの内容とそのCMによりどのような効果を期待しているか」等を詳しく記載してください。

Q35 「求人情報誌(専門誌、フリーペーパー等)、情報サイトへ求人情報掲載に要する費用」について、掲載期間が6か月の場合、そのうち3か月分を交付申請することは可能ですか。

A35 可能です。ただし、3か月を超える部分については、按分等により該当費用を算出し、対象経費から除く必要があります。)

Q36 「求人情報誌(専門誌、フリーペーパー等)、情報サイトへ求人情報掲載に要する費用」に、外国人材の確保のために求人情報を掲載する場合の費用も含まれますか。

A36 外国人材の確保のために求人情報を掲載する費用も補助対象に含まれます。

Q37 「人材確保のための採用ホームページ、企業紹介動画の作成に要する費用」に、既存のホームページや企業紹介動画を改修する場合の費用も含まれますか。

A37 交付申請の際に、事業計画の中で、人材を確保するための改修であること(従来のものより、会社の魅力をより強調する内容にする。求人呼びかける内容が追加されるなど)が判断できれば対象となります。

Q38 「人材確保のための採用ホームページ、企業紹介動画の作成に要する費用」に、既存のホームページ、企業紹介動画を多言語化する場合の費用も含まれますか。

A38 既存のホームページ、企業紹介動画を多言語化する場合の費用も含まれます。

Q39 「人材確保のための採用ホームページ、企業紹介動画」には、必ず「人材募集」等の文言が含まれている必要がありますか。

A39 必ずしも「人材募集」等の文言が含まれている必要はありません。交付申請の際に、事業計画の中で、人材確保のために有効な採用ホームページ、企業紹介動画と判断できれば対象となります。

第1号様式別紙(その1)「事業計画書兼収支予算書」の「期待する効果」欄に「採用ホームページ、企業紹介動画の内容とその採用ホームページ、企業紹介動画によりどのような効果を期待しているか」等を詳しく記載してください。

Q40 「人材確保のためのチラシ、パンフレット等の作成に要する費用」に、外国人材向けのチラシ、パンフレット等の作成費用は含まれますか。また、既存のチラシ、パンフレット等を多言語化する場合の費用も含まれますか。

A40 外国人材向けのチラシ、パンフレット等の作成費用も補助対象に含まれます。また、既存のチラシ、パンフレット等を多言語化する費用も補助対象に含まれます。

Q41 企業説明会への出展費用に、旅費や宿泊費も含まれますか。

A41 旅費や宿泊費は含まれません。企業説明会の主催者へ支払う出展費用のみが対象となります。出展費用以外のオプションに係る費用等も補助対象外となります。

Q42 実績報告書に添付する書類のうち、第3号様式別紙(その4:採用活動支援事業)の添付書類」欄に記載のある「③その他、事業の実施が確認できるもの。」とはどのようなものですか。

A42 県では次のようなものを想定しています。

【テレビ・ラジオCM】放送実績が記載されたもの、画面の一部を印刷したもの等

【求人情報誌等】実物の情報誌等、該当ページのコピー等

【採用HP、企業紹介動画】画面の一部を印刷したもの等

【チラシ、パンフレット】実際の納品物等

【企業説明会への出展】パンフレット、会場の写真等

5 電子マニフェスト普及促進支援事業

(補助対象経費)

Q43 「電子マニフェスト基本料」と「電子マニフェスト導入等のための費用」の補助金を同時に交付申請することは可能ですか。

A43 「電子マニフェスト基本料」と「電子マニフェスト導入等のための費用」の補助金を同時に交付申請することは可能です。

Q44 収集運搬業者ですが、新たに電子マニフェストに加入するにあたり、収集運搬業者分及び処分業者分の電子マニフェスト基本料を補助対象経費として、同時に交付申請することは可能ですか。

A44 新たに電子マニフェストに加入するにあたり、収集運搬業者分、処分業者分の電子マニフェスト基本料を補助対象経費として、同時に申請することは可能です。

Q45 すでに処分業者分の電子マニフェストに加入していますが、新たに収集運搬業者分の電子マニフェストに加入します。この場合、収集運搬業者分の電子マニフェスト基本料を補助対象経費として交付申請することは可能ですか。

A45 交付申請することは可能です。

Q46 すでに電子マニフェストに加入していますが、電子マニフェストの入力内容を社内の事務処理と連携させるために既存のシステムを改修します。この場合、システムの改修費用を補助対象経費として交付申請することは可能ですか。

A46 交付申請することは可能です。

Q47 「電子マニフェスト普及促進支援事業」の交付決定を受けましたが、諸事情により、電子マニフェストの導入等を断念した場合の手続きを教えてください。

A47 補助の対象外となるため、第2号様式により廃止の手続きが必要です。